

二次対策工事終了後の モニタリング調査の方針について

平成30年6月11日

1 方針

- ①二次対策工事の有効性を確認し、追加対策の必要性について判断する。
(協定に基づくもの。)
- ②特定支障除去等事業実施計画の目標達成状況を確認し、事業の完了を判断する。
(特定支障除去等事業実施計画に基づくもの。)

2 二次対策工事の有効性の確認

① 協定

「7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。」

② 調査時期

協定に基づき、二次対策工事終了後5年(平成37年度)を目途に、それまでの調査結果により確認。

3 実施計画の目標達成状況の確認

① 実施計画

【生活環境保全上達成すべき目標】

「イ 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質（塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

（中略）

目標達成状況の判断は次のとおりとする。

（中略）

ii 地下水への汚染拡散のおそれについては、旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。」

② 調査時期

二次対策工事の掘削等の影響が一時的に地下水に現れる可能性があるため、二次対策工事終了後の平成33年度以降の結果により確認する。

4 今後の検討項目

- ① 調査地点、評価対象地点
- ② 調査項目、頻度
- ③ 結果の評価方法、結果に応じた対応方針